

令和8年度「鶴居村ふるさとまつり」出店要領

鶴居村ふるさとまつり実行委員会

(1) 申込資格

- * 実行委員会が適当と認める個人・団体・法人

(2) 応募方法

- * 下記 QR コード、または URL の回答フォームよりお申し込みください。



(URL) <https://www.harp.lg.jp/JR18WF2J>

募集期間 8月18日(月)～8月31日(月)

(3) 出店条件

①テント及び備品等

- * 希望された借用物(テーブル、イス等)は、所定の位置に置いておきます。
終了後は開始前の状態になるよう後片付けをお願いいたします。
- * 火器を使用する場合は消火器をご持参ください。当日消防職員より確認を行い、持参されていない場合は出店をお断りいたします。
- * 1000wを超える電化製品を使用する場合は各自で電源設備をご用意ください。
(会場に発電機の持ち込み可) また、近年出店者が増加傾向にあり、キッチンカーでのご出店希望の方は可能な限り各自の電源をご使用ください。

②出店にかかる費用

- * 村外の団体・事業者様の出店に際しましては、出店料 10,000 円を申し受けます。
なお、電源及び貸出物品を使用しないキッチンカーにつきましては出店料を 5,000 円とします。
- * 出店料は下記口座まで事前にお振込み願います。振込期限：祭事当日の5日前まで

金融機関 釧路丹頂農業協同組合 本所

口座番号 (普通) 0167906

口座名義 鶴居村ふるさとまつり実行委員会 和田 正宏

(ツルムラサキまつり ックウイソカイ ワダ マサヒロ)

③出店者の配置等について

- * 出店位置は販売内容や本イベントの趣旨を考慮し、実行委員会が決定します。
決まり次第店舗名入りの会場図にてホームページより通知させていただきます。
- * 会場への車の乗り入れは荷物搬入出時の場合のみ車両乗り入れを許可します。
(10:00～15:00 の開催時間中は不可。キッチンカーは移動を制限)
- * 出店者様の準備開始は、8:00 以降でお願いいたします。

- * 販売は各店舗での準備が出来次第、開演時間（10：00）前に開始して構いません。

（４）食品衛生法に基づく営業許可申請（臨時）について

- * 各出店者において保健所の「臨時営業等許可」を取得し、許可書の写しをメールまたはFAXにてご提出ください。 提出期限：祭事３日前まで
- * 出店者各自の責任として、食中毒や感染症、事故が発生しないよう食品等の取り扱いについて十分注意願います。万一、事故等が発生した場合は速やかに実行委員会へ報告するとともに、出店者自らの責任と費用を持って事後対応をして下さい。

（５）売り上げ報告について

- * 当日売上げ報告書をお配りいたしますので、お祭り終了後必ず本部席にご提出くだ

（６）ゴミの分別と依頼事項について

① ゴミの分別について

- * 下記の４分類に分けたゴミブースを設置いたします。
「燃えるゴミ」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」

②出店者皆様へのお願い

- * イベント終了後30分以内のゴミは収集いたしますが、実行委員会による会場撤収作業後に出たゴミは収集いたしません。
出店者各自が責任を持って処理されますようお願いいたします。
- * 各自、出店された範囲は清掃してから撤収願います。
- * 営業上出たゴミ（食品加工等の際に出た切りクズや油等）は産業廃棄物となりますので、各自で処分場に持ち込むなどの対応をお願いします。

（７）悪天候の場合について

- * 雨天決行ですが、台風等での荒天で自然災害が発生した場合、またはその可能性がある場合に、実行委員会の判断でイベントの中止や変更を行う場合があります。
- * イベントの中止や変更を行う場合には当日の朝までに判断しお知らせをいたします。

（８）その他

- *その他ご不明な点等ございましたら下記事務局までお問合せください。

鶴居村ふるさとまつり実行委員会事務局（鶴居村役場産業振興課）

TEL:0154-64-2114 FAX：0154-64-2577

Eメール：tsurushokan@vill.tsurui.lg.jp